平成２７年（フ）第１４８号
長野市伊勢宮２丁目１番12号　コーポたかみＢ１号室
債務者　黒澤　廣子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
長野市伊勢宮２丁目１番12号　コーポたかみＢ１号室
債務者　黒澤真理子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
長野県松本市大字里山辺1196番地１　クレストールしののめＢ203
債務者　小島　涼太
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１５０号
長野県松本市大字里山辺1196番地１　クレストールしののめＢ203
債務者　小島ゆりか
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８２号
岐阜市南鶉１丁目12番地、前住所岐阜市加納栄町通７丁目28番地　（コイケ　サトシ　方）
債務者　赤堀まゆみ（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
岐阜県可児市土田5553番地１　グランシャリオ101、前住所岐阜県可児市土田4086番地３
債務者　ダニー　ケネディ　アリカイこと　ＤＡＮＮＹ　ＫＥＮＮＥＤＹ　ＡＬＩＣＡＹ
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第４８号
岐阜県可児市土田5553番地１　グランシャリオ101、前住所岐阜県可児市土田4086番地３
債務者　ダニー　コラゾン　バルトロメこと　ＤＡＮＮＹ　ＣＯＲＡＺＯＮ　ＢＡＲＴＯＬＯＭＥ
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２９２号
奈良市大宮町２丁目２番10―302号
債務者　森田　直明
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１１号
奈良県大和高田市田井新町11番10―503号　共栄ハイツ
債務者　山本冨重美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市気高町酒津450番地
債務者　赤嶋　千佳
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７１号
広島市西区西観音町12番14―501号
債務者　宮脇　秀夫
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７５号
広島市安佐北区落合２丁目37番15―401号スカイシティ７番館
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０３号
広島市安佐南区祇園５丁目10番４―304号
債務者　谷口　省五
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１１号
広島市中区光南２丁目24番10―405号
債務者　末広　昭人
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６号
広島県福山市神辺町字道上2904番地１　グリーンハウスＢ105、前住所広島県福山市箕島町5181番地１　エスペランサＢ101
債務者　荒木　良太
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５２号
広島県福山市千田町３丁目17番２－２号
債務者　池田　満浩
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１０１号
愛媛県西条市河原津甲82番地２　リトルハイツⅢ102号、前住所愛媛県西条市三芳1180番地１
債務者　伊藤　一美（旧姓兼井）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　松山地方裁判所西条支部